

平成 25 年度特別研究生申込要領

1. 特別研究生について

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）では、原子力に関する研究者及び技術者を養成し、その資質の向上を図ることを目的に、原子力分野の人材育成を行っております。原子力機構の学生受入制度には特別研究生、連携大学院方式による学生研究生、学生実習生及び夏期休暇実習生の制度が整備されており、中でも特別研究生は大学院在学中の学生及び大学院在籍中の研究生を対象に、自発的に研究を行える優れた能力を有した方に対し、原子力機構の研究環境の中で研究活動をしていただき、優れた研究成果を上げていただけるような受入制度となっております。

皆様の積極的な参加をお待ちしておりますので、以下の要領に従って、申請してください。

なお、審査書面は重要な書面となりますので、漏れなく記載いただき、提出前には自己チェックなどしていただきますようお願いいたします。なお、記入ミス等の場合は、「書類不備」として扱われ、審査に不利になりますので十分に御留意ください。また、提出いただいた応募書類は返却しませんので、御了承ください。

2. 応募資格

国内の大学院で研究指導を受けている大学院生及び研究生で、大学のキャンパスを離れて原子力機構の各拠点の研究活動に参加し、募集テーマに沿った研究計画を立案し、遂行する研究能力を有している方を対象としています。具体的な応募資格としては、以下に該当する方といたします。

- (1) 平成 25 年 4 月以降に、国内の大学院（博士前期課程、博士後期課程、一貫制博士課程、修士課程）に在学又は在学が見込まれる方。ただし、受入期間中に博士後期課程の在学期間が 5 年を超える方及び一貫制博士課程の在学期間が 7 年を超える方は除く。
- (2) 博士後期課程修了又は修了に必要な単位を取得後退学し、継続して大学院の研究生として在籍している方。ただし、平成 25 年 4 月 1 日時点で博士後期課程単位取得退学後 2 年以内であること。

既に、原子力機構の連携大学院方式による学生研究生の身分を付与されている学生が特別研究生に採用された場合には、連携大学院方式の学生研究生受入契約を解除し、新たに特別研究生受入契約を行うこととなります。連携大学院方式での受入れではなくなることから、原子力機構内の連携教授等が指導教授として教育指導を行えなくなりますので、学

内の別の指導教授の下で指導できるよう学内の手続をお願いすることになります。同様に受入期間中に機構職員を主指導教授又は副指導教授として、教育的研究指導を受けることは認めておりません。連携大学院方式との兼用ができませんので、御注意ください。

3. 受入期間

特別研究生は単年度の学生受入契約となりますので、最長で1年間（平成25年4月1日～平成26年3月31日）となっています。また、研究活動が行える最短の受入期間として、3か月と設定していますので、3か月以上の受入希望で研究計画を策定してください。また、研究テーマごとに受入可能な期間が示されていますので、それに合わせて申請いただきますようお願いいたします。

4. 受入契約

原子力機構は平成25年度特別研究生受入契約条項により学生本人及び大学と契約します。申請いただいたことで、平成25年度特別研究生受入契約条項を同意しているものとみなします。また、契約は採用通知書の発信日をもって開始するものとし、その日より学生受入契約が効力を有するものとし、受入開始日が年度途中であっても、採択通知日から契約が開始されていますので、契約変更又は解除が必要となる場合には、事前の手続が必要となりますので御注意ください。ただし、住所等の軽微な変更については、変更時点から30日以内に届け出ていただくこととしております。

5. 申請期間

平成24年12月3日（月）～平成25年1月11日（金）（消印有効）

平成25年1月12日（土）以降の消印がなされた申請については、一切受け付けませんので、御了承ください。

6. 書類提出先

〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方白根2番地の4

独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成センター

大学連携協力グループ 特別研究生募集担当

※封筒に必ず特別研究生応募書類在中と朱書きしてください。

7. 奨励金

応募資格（1）の特別研究生については月額100,000円の奨励金を支給いたします。なお、本奨励金は税法上給与所得とみなされ課税対象となります。

独立行政法人日本学術振興会の特別研究員、日本政府又は母国の奨学金を受けている外国人留学生等の他の奨励金との重複が認められていない奨学金制度を御利用の場合には、

当該奨励金を辞退してください。

また、与えられた月次休暇を超えて欠席される日がある場合、奨励金の減額、契約解除又は契約の中断の措置を講ずる場合がありますので、御注意ください。

8. 学会等参加費の助成

活発に研究活動を行っていただくために、日本原子力学会等の社団法人登録されている学会への口頭発表等について、その参加費を助成いたします。

9. 旅費

原子力機構の各拠点は都市部から離れていることもあり、配属に当たり皆様の経済的な負担が少なくなるようにしたいと考えております。こうした観点から、受入時及び復帰時における大学院所在地から配属先までの交通費、並びに指導教授との研究打合せ等のための往復交通費を支給いたします。ただし、指導教授との研究打合せ等のための往復交通費については受入期間中2回を限度としております。

また、受入テーマの範囲において、本人の研究成果を本人が学会、研究会等で口頭発表を行う場合には、配属先の所属長の判断で旅費を支給できるようにしております。旅費については、原子力機構の「旅費規程」に従い計算し、支給することになりますので、旅費規程上、認められない経路や交通手段で旅行された場合には、旅費を支給できなくなるので、御注意ください。

10. 宿舎

特別研究生は原子力機構の「宿舎規程」に従って、職員用の寮又は住宅に有料で入居することができます。

宿舎を利用する場合には、宿舎貸与申請書を提出し、許可を得る必要があります。宿舎は旅館やホテルではないので、カーテン、寝具類、家具類、電話、調理器具等の生活用品は備え付けられておらず、入居の際に必要なに応じて御持参いただくようお願いいたします。なお、寝具類のレンタルを検討される場合には、拠点先に御連絡いただければ、近隣の寝具店を紹介いたします。

入居開始日は受入開始日より10日以前に設定することができます。また、許可された入居日より10日以内に入居しない場合には、許可が取り消されることがあります。

宿舎を退去するときには、退去届を提出し、退去検査を受けていただきます。原状復帰を原則としておりますので、もし、破損等があれば修理を求めることもあります。退去日については受入終了日から20日以内に退去いただきますようお願いいたします。

●貸与可能な宿舎

拠点名	宿舎の種類	所在地	食事
原子力科学研究所	独身寮	東海村内	提供可
核燃料サイクル工学研究所	独身寮	東海村内	提供可
那珂核融合研究所	独身寮	東海村内	提供可
大洗研究開発センター	独身寮	大洗町内、 銚田町	提供可（男性のみ）
高崎量子応用研究所	独身寮	高崎市内	提供可
敦賀本部	独身寮	敦賀市内	提供可
その他	要相談		

※詳細は別表の拠点先へお問い合わせください。なお、満室などにより、御希望に沿えない場合もありますので、御了承ください。

1 1. 被服

必要に応じて作業服を貸与します。

1 2. 休暇

原則、原子力機構の勤務日を研究指導に要する日としておりますので、もし、原子力機構外の研究活動などで出席できない場合には、休暇扱いとなります。祝祭日の他に大学院等での指導を受ける日として、受入期間内1か月当たり5日間の月次休暇を取得することができます。ただし、受入開始日がその月の下旬又は受入終了日がその月の上旬にある場合には、その月を月次休暇のみにすることはできませんので御注意ください。

また、月次休暇の未使用分は、5日の範囲内で、その日数を翌月に限り繰り越すことができるようにしております。計画的に月次休暇を取得して原子力機構外の研究活動等に御利用ください。

なお、特別研究生の出欠を確認しておりますので、月次休暇取得には、あらかじめその時期及び期間を、配属先の所属長に届け出ていただき、所属長の承認を得るようにしてください。ただし、病気、事故等で緊急の場合には事前の承認は不要ですが、事後に、休暇を届け出ていただくようお願いいたします。

1 3. 提出書類

提出書類には書類選考のために申請時に必要な書類と受入決定後に必要な書類があります。提出書類一覧を御確認いただき提出ください。

●提出書類一覧

No	書類名	部数	提出時期	提出先	対象者
1	平成 25 年度特別 研究生審査・受入 申込書	原本 1 部	審査申請時 ^{※1}	大学連携協力グル ープ ^{※4}	全員
2	平成 25 年度特別 研究生身上調書	原本 1 部	審査申請時 ^{※1}	大学連携協力グル ープ ^{※4}	全員
3	主な既発表論文 の写し及び論文 リスト	写し 1 部	審査申請時 ^{※1}	大学連携協力グル ープ ^{※4}	審査書に発 表論文を記 載された方
4	平成 25 年度特別 研究生審査書	原本 1 部	審査申請時 ^{※1}	大学連携協力グル ープ ^{※4}	全員
5	学業成績証明書	原本 1 部	審査申請時 ^{※1}	大学連携協力グル ープ ^{※4}	全員
6	在学・在籍証明書	原本 1 部	審査申請時 ^{※1}	大学連携協力グル ープ ^{※4}	全員
7	学生教育研究災 害傷害保険及び 学研災付帯賠償 責任保険加入証 明書	原本 1 部	受入開始時 ^{※2}	配属拠点の担当 ^{※4}	全員
8	定期健康診断証 明書	原本 1 部	受入開始時 ^{※2}	配属拠点の担当 ^{※4}	全員
9	宿舍貸与申請書	原本 1 部	受入開始時 ^{※2}	配属拠点の担当 ^{※4}	宿舍を利用 する方
10	ビジットプロポ ーザル	原本 1 部	受入開始時 ^{※2}	配属拠点の担当 ^{※4}	外国籍の方
11	特殊健康診断証 明書	写し 1 部	作業開始前 ^{※3}	受入担当者	特殊業務対 象者

※1 審査申請時：平成 25 年 1 月 11 日（金）まで（消印有効）

※2 受入開始時：受入開始月が 4 月の方は平成 25 年 3 月 15 日（金）までに配属される各拠点の担当者へ提出してください。それ以外の方は、受入開始日の 1 か月前に各拠点の担当者へ提出してください。

※3 作業開始前：特殊業務に当たる実験等がある場合には特殊健康診断が必要です。作業開始前に特殊健康診断書の結果を持参し、従事者登録等の所定の手続きを行ってください。

※4 別表参照。

(1) 平成 25 年度特別研究生審査・受入申込書（様式 1）

特別研究生の審査依頼と採択時の派遣依頼を兼ねた大学からの正式な申込書となります。したがって、学生御本人の印のほか、大学の指導教授の印及び研究科長の公印が必要となります。また、平成 25 年度特別研究生審査・受入申込書を申請いただいたことで、平成 25 年度特別研究生受入契約条項を同意しているものとみなし、採択通知日から本契約が効力を有することになります。御本人だけでなく、必ず大学の指導教授及び事務担当者に相談の上、研究科長の承諾を得て、平成 25 年度特別研究生審査・受入申込書を申請するようにしてください。

(2) 平成 25 年度特別研究生身上調書（様式 2）

身上調書には学歴、職歴、健康状態、趣味、研究経歴など、様々な情報を記載いただくようになっております。身上調書では連絡用に使用する住所、電話番号、緊急連絡先、健康状態等の情報を記載いただいております。記載に虚偽があった場合には採択後であっても、契約を解除することもありますので、正確に記載いただきますようお願いいたします。

① 証明写真

証明写真（縦 4.5 cm×横 3.5 cm）は、上半身脱帽で 6 か月以内に撮影されたもので、証明写真機等で撮影したものを標準としますが、デジタルカメラで撮影し光沢紙、写真用紙に高品位印刷したものであれば認めております。ただし、身上調書のワードファイル等に画像データを直接貼り付けて、プリンターで印刷することは御遠慮ください。

② 健康状態

定期健康診断及び特殊健康診断の受診日及び結果を記載いただき、自覚症状や既往歴がある場合には、必ず記載してください。

(3) 主な既発表論文の写し及び論文リスト

平成 25 年度特別研究生審査書の中で発表論文の項目に記載いただいた方は、主な既発表論文の写しを添付してください。提出いただく論文は査読付雑誌に掲載された論文のみ対象といたします。紀要、報告書及びプロシーディング類は対象外ですので、添付しないようにしてください。複数論文を添付する場合には、分かりやすいように整理した論文リストを表に添付してください。

(4) 平成 25 年度特別研究生審査書 (様式 3)

平成 25 年度特別研究生審査書の全てが審査対象となります。研究能力を判断するために過去の論文や研究業績を記載いただきます。

① 外国語能力

定量的なスコアなどが分かっているようでしたら、検定名 (英語であれば、英検、TOEFL、TOEIC、IELTS 等) と級又はスコアを記載ください。検定を受けていない方は、英検の審査基準に合わせた表現で、外国語能力を表現してください。

② 研究発表記録

論文発表には査読付論文を対象としております。プロシーディング等に掲載されたアブストラクト等は論文発表とは認めていませんので、件数に含めないでください。該当する発表論文がある方は、主な既発表論文の写しを添付してください。ポスター発表は口頭発表に含めてください。

③ 学部卒論文、修士論文、博士論文等

既に大学、大学院に提出済み又は提出予定の論文の内容を簡潔にまとめてください。現在、論文を作成中の場合で、学位論文等の内容と「現在の研究テーマ」とが一致している場合であっても、「現在の研究テーマ」には学位論文等の研究課題にとらわれず、広い視点で自分を研究テーマの現状と課題等を含めて記載するようにしてください。

④ 学外学習

原子力機構の特別研究生、連携大学院による学生研究生、学生実習生及び夏期休暇実習生として実習、研究等を受けたことがある方は、その身分、期間及びテーマ名を記載してください。原子力機構外の実習等では期間、テーマ名等、実習内容などが分かるように表記してください。

⑤ 研究計画

研究計画以降は全体で A4 5 ページ以下になるようにまとめてください。また、共用施設等の利用にあっては計画的な申込みが不可欠となりますので、時期と実験内容を明確に記載してください。さらに、特別研究生で得た成果を学会や国際会議などで発表を予定しているのであれば、具体的な学会名などを記載いただきますようお願いいたします。

研究計画の作成に当たり、募集テーマの内容、共用施設の利用時期などの情報が必要な場合は、別紙 1 の研究テーマの担当者に確認して、現実的な計画を策定いただくようお願いいたします。また、研究概要、研究計画等を補足するために、引用する文献などがありましたら、参考文献の欄に記入してください。

(5) 学業成績証明書

大学が発行する大学学部及び大学院の成績証明書の原本を必ず添付してください。

●提出する学業成績証明書

4月1日時点の学年	学業成績証明書		
	学部（4年分）	博士前期相当期間	博士後期相当期間
博士前期課程 1年	○	—	—
2年	◎	◎	—
博士後期課程 1年	◎	◎	○
2年	◎	◎	◎
3年	◎	◎	◎
修士課程 1年	○	—	—
2年	◎	◎	—
一貫性博士課程 1年	○	—	—
2年	◎	◎	—
3年	◎	◎	○
4年	◎	◎	◎
5年	◎	◎	◎
大学院研究生 初年	◎	◎	○
2年	◎	◎	◎

◎：必ず提出してください。

○：最終年次の成績の証明が得られない場合には、前期分までの成績を提出してください。

—：編入や年度途中の入学の場合、既に証明書が発行できる場合には提出してください。
それ以外は発行不要です。

(6) 在学・在籍証明書

大学院に在学・在籍を証明する書面（原本）を提出してください。なお、入学前で進学する予定の大学院の在学・在籍証明書の発行ができない場合には、進学先の大学院が発行する合格通知、入学許可書等の写しを添付してください。この場合には入学後速やかに、在学・在籍証明書（原本）を原子力人材育成センターへ提出してください。

(7) 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書

財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入していることを原則に受入れを行います。ただし、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険以外の保険であっても、これらと同等以上の補償が受けられる保険に加入していることを条件に認めています。その場合には保険加入証明書の他、保険の保証内容が分かる資料を添付して提出してください。これら学生保険に加入いただけな

い場合には、採用されても受入れを行うことができない場合がありますので、必ず加入いただきますようお願いいたします。本証明書は受入開始日の 1 か月前までに別表の各拠点の担当者へ提出頂きますようお願いいたします。なお、受入開始月が 4 月の方は平成 25 年 3 月 15 日（金）までに別表の各拠点の担当者へ提出してください。

（8）定期健康診断証明書

大学等では学校保健安全法に基づき毎年度、定期健康診断が行われております。採択後、受け入れる条件として、直近の定期健康診断の結果を提出していただくことにしております。派遣元である大学等が、皆様の健康を保証してもらうものですので、受入開始日の 1 か月前までに別表の各拠点の担当者へ提出いただきますようお願いいたします。なお、受入開始月が 4 月の方は平成 25 年 3 月 15 日（金）までに別表の各拠点の担当者へ提出してください。

（9）宿舍貸与申請書（様式 4）

職員用の寮又は住宅を希望する方は、宿舍貸与申請書を作成し、受入開始日の 1 か月前までに別表の各拠点の担当者へ提出頂きますようお願いいたします。なお、受入開始月が 4 月の方は平成 25 年 3 月 15 日（金）までに別表の各拠点の担当者へ提出してください。入居開始日は受入開始日より 10 日以前に設定することができ、退去日については受入終了日から 20 日以内で設定することが可能です。

（10）ビジットプロポーザル（様式 5）

原子力機構は原子力関係施設が多いため、外国籍の方は構内及び建屋内への入構・入域を制限している拠点があります。大使館等へ照会する場合がありますので、VP 施設分類が分類 2 及び分類 3 の研究テーマについては、ビジットプロポーザルを作成いただき、受入開始日の 1 か月前までに別表の各拠点の担当者へ提出頂きますようお願いいたします。また、入構及び施設の出入時には、パスポートで本人確認することがありますので、必ずパスポートを携帯するようにしてください。

（11）特殊健康診断証明書

別紙 1 の募集テーマの中で、特殊作業が明示されている研究テーマを選択された方は、該当する特殊作業に応じた特殊健康診断を応募時点までに受診していただき、従事可能かどうか必ず確認してください。作業前まで実際の特殊健康診断証明書の提出は不要としますが、作業開始前に所定の手続が必要となりますので、特殊健康診断書の結果を持参し、配属先において放射線従事者登録等の所定の手続を行ってください。もし、何らかの理由で受診できていない、又は医師から特殊業務に支障がある等の判断があったにもかかわらず、応募している場合には、契約を解除することもありますので、応募前に必ず受診し、

異常がないことを確認しておいてください。

1 4. 個人情報の取扱い

申請いただく書面に含まれる個人情報について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）第 7 条に基づき定められた原子力機構の「個人情報保護規程」に基づき適切に管理し、独立行政法人日本原子力研究開発機構法第 1 7 条第 7 号の業務遂行を目的に、特別研究生の選考審査、受入手続、施設等立入りに係る業務連絡、研究業績等の情報管理、人員管理、派遣元大学・御本人との連絡等にのみ利用させていただきます。

別表 各拠点の連絡先

拠点名	電話/FAX
青森研究開発センター 〒035-0022 青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地	【TEL】 0175-71-1121 【FAX】 0175-71-1119
原子力科学研究所 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方白根 2 番地 4	【TEL】 029-282-6030 【FAX】 029-282-5819
核燃料サイクル工学研究所 〒319-1194 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33	【TEL】 029-282-9040 【FAX】 029-282-1469
那珂核融合研究所 〒311-0193 茨城県那珂市向山 801 番地 1	【TEL】 029-270-7280 【FAX】 029-270-7288
大洗研究開発センター 〒311-1393 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地	【TEL】 029-267-4141 (内線 5063) 【FAX】 029-267-4148
高崎量子応用研究所 〒370-1292 群馬県高崎市綿貫町 1233 番地	【TEL】 027-346-9662 【FAX】 027-346-9686
敦賀本部 〒914-8585 福井県敦賀市木崎 65 号 20 番地	【TEL】 0770-21-5024 【FAX】 0770-25-8006
関西光科学研究所(木津、播磨) 〒619-0215 京都府木津川市梅美台八丁目 1 番地 7	【TEL】 0774-71-3100 【FAX】 0774-71-3074
その他の拠点については、下記にお問い合わせください。 原子力人材育成センター 大学連携協力グループ 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村大字白方白根 2 番地 4	【TEL】 029-284-3845 【FAX】 029-282-6040